



第4期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定に係る

第1回 きずなリーダー会議

日時 / 2021年4月28日（水）午後1時30分～

場所 / 登別市総合福祉センター 2階 多目的ホール

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

きずな推進委員会



この事業は赤い羽根共同募金の支援を受けています。

次 第

I. 開会挨拶

社会福祉法人登別市社会福祉協議会 会長 山田 正幸
きずな推進委員会 委員長 田淵 純勝

II. 協議事項

1. 第4期きずな計画の策定の取り扱いについて

- 1) きずな推進委員会の役割について
- 2) プロジェクトチームの設置について
- 3) 登別市地域福祉計画及び登別市地域福祉実践計画「きずな」策定記念講演会の開催について
- 4) 計画策定スケジュール概要について

2. 第3期きずな計画の評価の取り扱いについて

III. 報告事項

1. きずな推進委員の改選の取り扱いについて

IV. その他

II. 協議事項

1. 第4期きずな計画の策定の取り扱いについて

これまでのきずな計画では、アンケート調査や住民座談会を通して、住民からの声や課題を抽出し、全市及び校区のきずな計画の策定を進め、実践を進めてきました。

第4期きずな計画策定は、本来2020年度に行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症により平時の地域福祉活動にも大きな影響が及んでいる中、きずな推進委員会が最も大切にしてきた、より多くの住民の声、意見を聞き、協議・対話を行う「住民座談会」の実施と、それらを積み上げて協議、検討していくための「きずな推進委員会」、「校区きずな推進委員会」、「専門委員会」の開催が難しく、きずなリーダー会議での協議の結果1年間の策定延期としました。

しかしながら、現状も新型コロナウイルス感染症の猛威はとどまることを知らず、第4期きずな計画策定にあたっては従来型での実施は難しいことが予想されます。

については、第4期きずな計画は予定通り今年度策定を行います。住民座談会の開催が難しくなることを前提に、きずなリーダー会議を中心とした策定とアンケート調査の実施によるきめ細やかな策定を基本に取り組みたい。

【参考】

登別市地域福祉実践計画「きずな」と登別市地域福祉計画の策定期間の状況

登別市地域福祉実践計画「きずな」

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2期					第3期						第4期				
	第1期				第2期						第3期				

登別市地域福祉計画

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度を策定年度とする

1) きずな推進委員会の役割について

1. 任務

推進委員会は、第4期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定要綱に基づき、地域住民、関係機関・団体等と協働して計画策定を行うとともに、きずな計画の定める具体的な事業推進に関し、実施計画の策定、実行、評価、改善を行う。

2. 委嘱期間

2018年7月1日～2021年6月30日まで

3. 委員構成

- 1) きずな推進委員～ 本会理事、評議員、本会会長が選出する福祉・医療・保健・関係者、地域住民代表者及び学識経験者等で構成する。
- 2) 専門委員 ～ 学識経験者、福祉・医療・保健・教育関係等からの推薦により選出する。
- 3) アドバイザー ～ 計画策定及び推進に係る助言指導を受けるためアドバイザーを招聘する。
- 4) オブザーバー ～ 推進委員会の目的達成のためオブザーバーを招聘する。
- 5) 校区推進委員 ～ 校区内の関係団体及びきずな活動に積極的に参加する地域住民の中から、校区推進委員会の推薦により配置できる。

4. 会議の区分と役割等

1) きずな推進委員会

対 象 ～ きずな推進委員

役 割 ～ きずなの推進及び計画策定に係る全ての事項を協議・決定する会議。
計画策定後も、計画推進の進行管理と評価・点検を行い、市民主体の福祉のまちづくりを推進する。

【主な内容】

●全市計画・校区計画の策定内容の確認・決定 ●評価・点検など

2) きずなリーダー会議

対 象 ～ 校区及び専門委員会リーダー・サブリーダー

役 割 ～ きずな推進委員会の運営及び計画策定に関する総合的な調整を担い、第3期計画の策定及び全市計画、校区計画の進捗状況等について協議するため開催する。

【主な内容】

●全市計画の確認 ●共通課題項目等の確認 など

3) 校区きずな推進委員会

対 象 ～ 委員、専門委員、校区推進委員 等

役 割 ～ 校区計画の取り組みが広く地域住民の参加・協力により円滑に実施できるように開催する。

【主な内容】

- 課題の把握 ●住民座談会の開催 ●アンケートの回収
- 第3期校区計画の評価点検 ●第4期校区計画の策定 など

4) プロジェクトチーム

対 象 ～ きずな推進委員若干名

項 目 ～ ●リーダー会議やアンケートでの意見の取りまとめ

●第3期きずな計画総合評価の取りまとめ

●市との各種計画に係る打ち合わせへの同席 など

5. 広く市民の声を反映させるための取り組み

1) きずなアンケート調査の実施

①福祉実践者向けアンケート調査

活動実態や地域に暮らす個人の姿やおもい等を把握するために実施する。

②福祉団体向けアンケート調査

地域福祉を支える組織の課題やおもい等を把握するために実施する。

③福祉事業所向けアンケート調査

公的制度では解決が難しい課題などを把握するために実施する。

2) Kizuna&の発行

第4期きずな計画策定の進捗状況や調査結果の速報など、きずな計画策定の取り組みを月1回の発行により広く地域住民に伝える。

3) 社協だよりへの1年を通じた特集掲載

年5回発行する社協だよりに進捗状況を掲載し、全戸配布による市民への周知を図る。

2) プロジェクトチームの設置について

第4期きずな計画策定にあたり、きずなリーダー会議やアンケートでの意見、第3期きずな計画の総合評価を踏まえた骨子の作成と市が策定する地域福祉計画との連携役を担うプロジェクトチームを設置することとしたい。

プロジェクトチーム委員については、第3期きずな計画策定時に設置した各種プロジェクトチームにも関わりのある次の4名を選定することとしたい。

【プロジェクトチーム委員候補者】

田渕 純勝 きずな推進委員長

田中 秀治 専門委員会リーダー

中原 義勝 鷲別小学校区リーダー

瀧川 正義 富岸小学校区リーダー

3) 登別市地域福祉計画及び登別市地域福祉実践計画「きずな」 策定記念講演会の開催について

第4期きずな計画策定にあたり、市民の福祉への研鑽を深めるたえ有識者による講演を行い、市民の福祉意識の醸成・向上、きずな推進の基盤を強化するために記念講演会を開催することとしたい。

なお、例年開催していたきずなシンポジウムについては新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止することとしたい。

日にち：2021年 7月10日（土） 時間調整中

会 場：登別市民会館 大ホール

講 師：日本福祉大学（愛知県） 社会福祉学部社会福祉学科 教授 原田 正樹 氏

（講師経歴）

1965年長野県生まれ。

明治学院大学社会学部卒業、日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科修了、日本福祉大学大学院社会福祉学研究科修了。

これまで長崎県、愛知県、長野県茅野市、富山県氷見市、沖縄県浦添市、三重県伊賀市など多くの自治体の地域福祉実践に委員やアドバイザーとして関わる。

その他、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長、日本地域福祉学会会長、日本学術会議 連携会員、全国社会福祉協議会 ボランティア・市民活動振興センター運営委員、厚労省・地域共生社会実現本部「地域力強化検討会」座長、全国社会福祉協議会・地域福祉計画策定ガイドブック調査委員会委員長、厚労省 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会委員などを歴任。

4) 計画策定スケジュール概要について

月	日	イベント	内容
4月	28日(水)	第1回きずなリーダー会議	
5月		校区きずな推進委員会	校区評価作成
		プロジェクトチーム立ち上げ	
	下旬	第2回きずなリーダー会議	アンケートの実施についてなど
	下旬	アンケート調査 (実践者・団体・事業所向け3種)	
7月	1日(木)	きずな推進委員改選 (第1回きずな推進委員会)	
	10日(土)	記念講演会	講師：日本福祉大学 原田正樹 氏
8月	上旬	アンケート分析完了 結果を行政と共有	
9月		(住民座談会)	
10月	上旬	第3回きずなリーダー会議	アンケート結果報告、計画骨子について など
11月		全市計画取りまとめ開始	
12月		校区計画作成	アンケート基に
		概要版作成開始	
1月	下旬	第4回きずなリーダー会議	答申案提案 など
2月	下旬	完成	
	下旬	第2回きずな推進委員会	答申
3月	下旬	きずな市民大集会	

2. 第3期きずな計画の評価の取り扱いについて

きずな計画の評価は、全市・校区計画ともに毎年度評価を行うとともに最終年度には総合評価を行い、次期計画の策定に反映することとしております。

第3期きずな計画については、第4期きずな計画策定延期に伴い1年間延長しており、今年度が最終年度（6年目）にあたることから総合評価を行うこととなります。

新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおりの活動にも支障が及んでいることなどを踏まえ、第3期きずな計画の総合評価対象期間としては「平成28年度～令和2年度」の5か年を対象とすることとしたい。

また、評価に係るスケジュールについて次のとおりとしたい。

時期	区分	内容
5月	プロジェクトチーム会議	・全市きずな計画の総合評価
5～6月	校区きずな推進委員会の開催	・校区きずな計画の総合評価
5月下旬	第2回きずなリーダー会議	・全市きずな計画総合評価案提示 ・校区きずな計画総合評価進捗状況共有
6月23日（水）	校区きずな計画評価締切	
7月	きずな推進委員会	・評価共有
きずな推進委員会後	評価の公表	・ホームページでの公表 ・回覧板、世帯配布等（要検討）

【評価指標】

評価指標	内容	点数	第4期に向けて
①調べる（確認する）	・校区の実態を確認することができたか 例)住民座談会等で校区の課題などを確認できた。		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> 第3期の5か年を振り返り、協議のポイントを評価指標ごとに箇条書きで記載 </div>
②知る（学ぶ）	・知る、学ぶ機会を設けることができたか 例)住民座談会等で学ぶ機会を設けることができた。		
③つながる	・関係する団体等との程度つながることができたか 例)関係団体と連携して取り組むことができた。		
④伝える	・どのくらいきずなを伝えることができたか 例)住民等に取り組み内容等を伝えることができた。		
⑤高める	・地域をよりよくすることにつながったか 例)取り組みを実施して機運の高まりを感じられた。		

評価点数	内容
1	計画されていたが取り組みなかった
2	一部の取り組みしかできなかった
3	計画どおり取り組むことができた
4	取り組みができ、一定の成果があった

Ⅲ. 報告事項

1. きずな推進委員の改選の取り扱いについて

きずな推進委員の任期については、2020年6月30日までとしておりましたが、新型コロナウイルスの影響等により1年間の任期繰り延べとしていたところです。

については、2021年6月30日を以て任期満了となるにあたり、改選を次のとおり行うこととしたい。

【現任委員】

- ・再任を個別に依頼。

【地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会】

- ・小学校区ごとに2～3名程度の推薦及び承諾書の提出を依頼。
その際、現任の委員以外の推薦いただくよう調整することとしたい。

【校区きずな推進委員】

- ・7月以降、校区きずな推進委員会において協議、選出。

【社協理事・評議員】

- ・きずな推進委員会設置要綱に基づき、自動的に就任となるため承諾書不要。

IV. その他

きずな推進委員会 設置要綱

(平成18年5月29日施行)

改正	平成20年	4月	1日	一部改正
	平成22年	7月	1日	全部改正
	平成24年	4月	1日	一部改正
	平成27年	4月	1日	一部改正
	平成29年	4月	1日	一部改正
	令和3年	4月	1日	一部改正

1. 目的

登別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、登別市地域福祉実践計画「きずな」（以下「きずな計画」）の策定に関し、広く住民からの意見、提言等を求め、計画に反映させるとともに、本会がめざす「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

2. 任務

推進委員会は、第4期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定要綱に基づき、地域住民、関係機関・団体等と協働して計画策定を行うとともに、きずな計画の定める具体的な事業推進に関し、実施計画の策定、実行、評価、改善を行う。

3. 構成等

- (1) 推進委員会の委員は、本会理事、評議員、本会会長が選出する福祉・医療・保健・関係者、地域住民代表者及び学識経験者等で構成し、本会会長が委嘱する。
- (2) 推進委員会は、小学校区単位で編成する「校区推進委員会」及び専門機関・団体等で編成する「専門委員会」で構成し、委員は概ね100名以内とする。
- (3) 推進委員会に委員長1名を置き、校区推進委員会リーダーの互選により選任する。
- (4) 推進委員会の副委員長には、本会理事1名と校区推進委員会リーダー及び専門委員会リーダーを充てる。
- (5) 校区推進委員会及び専門委員会にリーダー1名及びサブリーダー若干名を置き、委員の互選により選出する。
- (6) 推進委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じ次の会議を開催する。
 - ① 推進委員会（全ての委員を対象とし、委員長が招集する）
 - ② 正副委員長会議（正副委員長を対象とし、委員長が招集する）
 - ③ リーダー会議（正副委員長及びサブリーダーを対象とし、委員長が招集する）
 - ④ 校区推進委員会（所属委員を対象とし、リーダーが招集する）
- (7) 校区推進委員会及び専門委員会の体制強化ときずな活動の拡充を図るため、校区推進委員会に校区推進委員、専門委員会に事業推進委員を配置することができる。
 - ① 校区推進委員は、校区内の関係団体及びきずな活動に積極的に参加する地域住民の中から、校区推進委員会の推薦により本会会長が委嘱する。
 - ② 事業推進委員は、全市計画に掲げるきずな事業の効果的な推進が期待できる関係機関・団体等の中から本会会長が委嘱する。
- (8) 招集者は会議の議長となる。
- (9) 推進委員会に、課題別に小委員会を設けることができる。

- (10) 推進委員会はアドバイザーを招聘し、計画策定及び推進にかかる助言指導を受けることができる。
- (11) 推進委員会にオブザーバーを置く。オブザーバーは、推進委員会の目的達成のための助言と支援を行う。

4. 作業委員会（プロジェクトチーム）

きずな計画の策定・推進に関する調査・研究・分析及び計画素案等の作成を行うため作業委員会を設置することができる。

- (1) 作業委員会の委員は、作業内容に応じ委員の中から委員長が選出する。
- (2) 作業委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し座長となる。
- (3) 委員長は、必要に応じ作業委員会以外の者を会議等に出席させ、意見を聞くほか、作業等の協力を求めることができる。

5. 任期

委員の任期は委嘱日より2年とする。

但し、後任者が選出されるまでの間、引き続き委員を担うことができる。

6. 費用弁償

推進委員会の委員には、予算範囲内において費用弁償を支給することができる。

7. 庶務

推進委員会の庶務は登別市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

8. その他

この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営及び事業推進上、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日より施行する

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成22年7月1日より施行する。（全部改正）

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行（一部改正）し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第4期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定要綱

1. 目的

地域において複合的な課題や制度の狭間、社会的孤立など様々な要因を抱える世帯が増える中、社会福祉法に「地域共生社会の実現」が明文化され、支える側・支えられる側の関係に依らず、地域住民など多様な主体が世代や分野を超え暮らしと生きがい、地域をともにつくることが求められています。

登別市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、登別市における地域福祉の推進役として、市が策定する「行政計画」及び北海道社会福祉協議会等との連携を図りながら、市民・関係機関・団体等から広く意見、要望、活動参画等を求めて、民間の立場から推進する「地域福祉活動計画」と、本会の体制整備に取り組む「社協発展強化計画」との2つの要素を併せ持つ「地域福祉実践計画」を策定することを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人登別市社会福祉協議会

3. 期間

第4期 令和4年度 ～ 令和8年度

4. 実践計画の内容

この計画の名称は、登別市地域福祉実践計画「きずな」（以下、「きずな計画」という）という。きずな計画は、地域性と本会の独自性を併せ持つ具体的な福祉施策の実践計画とする。

[参 考]

(1) 基本目標

全道の共通目標 「地域共生社会の実現に向け福祉でまちづくりをめざす」
登別市独自目標 「ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり」

(2) 基本計画（基本目標を実現するために取り組む分野）

- ①きずなを育て確かめる
- ②きずなを護り強める
- ③きずなを紡ぎ支える
- ④きずなを結び広げる
- ⑤きずなを高め保障する

(3) 実施計画（基本計画ごとの実践課題と実践項目等）

- ①実践課題と実践項目
- ②実施計画の構成（実施主体・関係機関・財源区分・年次計画）

地域福祉実践計画（名称）						
現状分析・課題	基本目標 <small>（全道共通・市町村独自）</small>	基本計画（5分野）	実施計画			
			実践課題	実践項目	事業	実施主体
						連携
						財源
			年次計画			

5. 計画の策定・推進及び評価

きずな計画の策定及び推進は、きずな推進委員会が行い、各事業の進捗管理と評価を適時に実施する。

6. 計画書の様式

第3期登別市地域福祉実践計画で使用した計画書を参考にする。

7. 推進方法

- (1) きずな計画の策定及び推進等を図るため、きずな推進委員会（以下、委員会という）を設置する。
- (2) 本会会長は、地域住民の代表及び関係機関・団体等から、委員を選考し委嘱する。
- (3) 広く市民の意見・提言等を反映するために、各種アンケート調査等を実施する。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、福祉関係機関・団体等との情報交換をはじめ、地域住民との住民座談会等を開催する。
- (4) 地域福祉の総合性の発揮及び市が策定する地域福祉計画との一体的策定を図るために行政との協働・連携を図る。
- (5) 市民啓発と意見反映のために、本会が行う各種研修事業等を有効に活用する。

8. 実践計画策定の留意点等

- (1) 市民参加を意識した地域協働による計画づくりとする。
- (2) 登別市地域福祉計画との連携を図る。
- (3) 実践計画の策定期間は、令和4年3月31日までとする。
- (4) 委員会は、本会理事会、評議員会へきずな計画の進捗状況及び進行管理を含めて適時報告する。
- (5) 委員会は、きずな計画の推進に関し、本会理事会に提言することができる。
- (6) 委員会より答申を受けたきずな計画は、本会において機関決定するものとする。

9. 事務局

きずな計画の策定事務は、登別市社会福祉協議会の地域福祉課が所管し、総務係、生活支援係、在宅福祉係、ファミリーサポートセンター、デイサービスセンター、地域活動支援センター、介護サービス相談センターを含め、事務局全体できずな計画の庶務を行う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。